調達公告

公募型プロポーザル方式により業務の受注者を選定するので、次のとおり公告する。

令和８年１０月２日

鳥取県・岡山県共同アンテナショップ運営協議会
会長　矢吹　隆

１　業務の概要

（１）業務名

令和８年度鳥取県・岡山県共同アンテナショップ「とっとり・おかやま新橋館」イベント企画・運営委託業務

（２）業務内容

令和８年度鳥取県・岡山県共同アンテナショップ「とっとり・おかやま新橋館」イベント企画・運営委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

（３）業務期間

契約締結日から令和９年２月２８日（日）まで

（４）予算額

金３，３００，０００円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

２　参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１）地方自治法施行令(昭和２２年政令第１６号)第１６７条の４第１項の規定に該当する者でないこと。

（２）本件調達の公告日から本件業務の企画書の提出の日までのいずれの日においても、次に掲げる措置を受けている者でないこと。

① 鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成７年７月１７日出第１５７号)第３条第１項の規定による指名停止の措置

② 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領(平成１９年岡山県告示第３３２号)に規定する入札参加の停止又は入札参加の除外の措置

（３）本件調達の公告日から本件業務の企画書の提出の日までのいずれの日においても、次に掲げる申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

① 会社更生法(平成１４年法律第１５４号)に基づく更生手続開始の申立て

② 民事再生法(平成１１年法律第２２５号)に基づく再生手続開始の申立て

（４）暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第７７号)第２条第２号及び第６号に規定する暴力団及び暴力団員でないこと、かつ、これらの利益になる活動をそれと知りながら行う者でもないこと。

（５）協議会との協力・連携体制を構築できる者であること。

（６）法人格を有していること。

３　スケジュール

公募公告	令和８年１０月２日（金）
質問受付期限	令和８年１０月９日（金）正午
質問回答期限	令和８年１０月１４日（水）午後５時
参加申込期限	令和８年１０月２０日（火）午後５時
企画書提出期限	令和８年１０月３０日（金）午後５時
審査会開催	令和８年１１月４日（水）午後１時から５時（予定）
審査結果通知	令和８年１１月６日（金）（予定）
契約締結・業務開始	令和８年１１月１３日（金）（予定）
イベント進行シナリオの提出期限	令和８年１２月１８日（金）（予定）
メディア向け発表会実施日	令和９年１月下旬から２月中旬のうちの１日（予定）
記念フェア実施期間	メディア向け発表会から２週間程度

４　参加申込及び企画提案書の提出等

（１）質問

本プロポーザルの内容等に関する質問がある場合は、質問内容を明確に記載した質問書（様式第１号）を令和８年１０月９日（金）正午までに持参又は電子メール(到着したことを電話で担当者に確認すること)で提出すること。

（２）回答

質問に対する回答は、公式ホームページ（https://www.torioka.com/）にて令和８年１０月１４日（水）午後５時までに行う。ただし、本企画提案に直接関係ない質問や機密情報にかかわる質問、その他回答すること若しくは前記の回答方法が不適当と認められる質問に対しては、回答を行わない場合がある。

なお、質問に対する回答は仕様書の内容の追加又は修正とみなす。

（３）参加申込

① 提出書類

企画提案参加申込書（様式第２号）　１部

② 提出期限

令和８年１０月１６日（金）午後５時まで

③ 提出方法

郵送、電子メール又は持参

なお、郵送の場合は、提出期限までに必着のこととし、書留郵便その他これに準ずる方法によるものに限る。発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。郵便事故が起きた場合、鳥取県・岡山県共同アンテナショップ運営協議会事務局では責任は負わない。

④ 本プロポーザルへの参加は、参加申込書を期限までに提出した者に限る。

（４）企画提案書等の提出

① 提出書類（Ａ４版（必要に応じてＡ３版も可能とするが、提出時はＡ４版に合わせること。）とし、枚数・様式は任意とする。）

ア　仕様書に基づいた具体的実施案

イ　業務の実施体制及び作業工程、進捗管理方法

ウ　会社概要（パンフレット等）及び過去の類似事業に関する事業実績

エ　見積書（内訳明細書も含む）

経費積算にはゲストの出演料、衣装代、スタッフ経費を含めること。

② 提出部数　各６部（だだし、見積書は正本１部、写し５部）

③ 提出期限　令和８年１０月３０日（金）午後５時

④ 提出方法

郵送又は持参（ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない。）

なお、郵送の場合は、提出期限までに必着のこととし、書留郵便その他これに準ずる方法によるものに限る。発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。郵便事故が起きた場合、鳥取県・岡山県共同アンテナショップ運営協議会事務局では責任は負わない。

⑤ 提出された書類は、返却しない。

５　各種書類提出先・問合せ先

〒１０５-０００４　東京都港区新橋１－１１－７　新橋センタープレイス２階

鳥取県・岡山県共同アンテナショップ運営協議会事務局　田中　加藤

電　　話　０３-３５７１-００９２

電子メール　info@torioka.com

６　審査会の実施

（１）日時　令和８年１１月４日（水）（予定）

（２）場所　都道府県会館４階　第４０４会議室（東京都千代田区平河町２－６－３）

（３）その他

① 開催日時、集合時間等は、別途通知する。

② プレゼンテーションは一提案者につき、１５分以内（厳守）とし、プレゼンテーション終了後、審査員からの質問時間を５分程度設ける。

７　評価の方法

提案書の評価は、審査会において、次の評価基準に基づき審査委員が個別に評価採点し、その点数を合計する方法により提案者の得点を算出するとともに、順位点の方法（各審査委員の評価採点により付けられた順位をそのまま点数とし、その点数の合計の値の少ない方から提案者の順位を付ける方法）による採点を行い、最も優れた順位を得た者を最優秀提案者として選定する。

また、最優秀提案者以外の者についても、順位付けを行う。ただし、これらの方法による順位の結果が異なる場合は、順位点の方法による順位を優先し、同点の提案者が複数となった場合には、審査員の合議による順位を決定する。

【評価基準】

評価項目	評価の視点	配点
理解度	・事業目的を理解しているか ・実施内容（仕様書）との整合がとれているか	１０点 １０点
具体性、企画力	・事業目的に対して十分な効果が得られるものとなっているか ・来館者の心をつかめる効果的な内容か	１５点 １０点
実行性	・業務の実施体制は適正で信頼のおけるものとなっているか ・期間内に十分な準備が整えられる作業工程となっているか	１０点 １０点
適格性	・類似の業務実績はあるか ・提案書、プレゼンテーション等を通じて、業務に対する知見、専門性及び積極性が認められたか	１０点 １５点
妥当性	・見積金額が企画提案内容に見合った妥当なものであるか。	１０点
合　　計		１００点

８　契約の締結

７により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、７により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

９　契約保証金

受注者は、契約保証金として契約金額の１００分の１０以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和３９年鳥取県規則第１１号）第１１３条第１項又は岡山県財務規則（昭和６１年岡山県規則第８号）第１５３条第２項において準用する同規則第１３１条第２項に定める担保の提供をもって、その納付に代えることができる。

なお、鳥取県会計規則第１１２条第４項又は岡山県財務規則第１５５条の規定により、その全部又は一部を免除する場合がある。

１０　事業の要件に反した場合の取扱い

受注者が事業の実施に当たり委託契約の要件に反した場合には、委託者は契約金額の一部又は全部を返還させる権利を有する。

１１　その他

（１）提案書の無効

２の参加資格のない者が提出した提案書及び虚偽の記載がなされた提案書は、無効とする。

（2）参加費用

このプロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

（3）提案書の取扱い

提案書等は、返却しないが、その提案者の許諾を得ることなく、本プロポーザルにおける審査以外の目的に使用することはない。

（4）暴力団の排除

提案者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、提案書は無効とする。

なお、該当するかどうかについて、鳥取県警察本部又は岡山県警察本部に照会する場合がある。

① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

② 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

ア 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

イ 暴力団員を雇用すること。

ウ 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交流をすること。

キ 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までのいずれかに掲げる行為を行う者であると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他の業務を下請等させること。

（5）その他

審査員に事前に働きかけ等を行った者については失格とする。